

給水装置工事施行基準の主な改訂点

ページ	タイトル	内容
①	給水装置工事申込手順	「土地所有者が違う場合は確認できる書類を添付」、その他書類に公図を追加、直結増圧式給水を追加
④	量水器番号・水栓番号等照会票	押印廃止、水栓番号の桁数変更
1	給水装置工事施行基準 目次	直結増圧式給水を追加
2	給水装置工事施行基準 第3条(12)	直結増圧式給水の可否を追加
5	給水装置工事施行基準 第10条	量水器の口径変更を追加
6	給水装置施行基準 第15条(1)	「敷地を分筆しても名義人を変更しなければ新規の分岐は不可」を追加
7	給水装置施行基準 第15条(4)	「分岐について、上下水道局が立ち会うものとする。立ち合い依頼書は別紙により、原則として分岐1週間前までに報告すること」を追加
8	給水装置施行基準 第18条(1)	「 $=10.2\text{kg}/\text{cm}^2$ 」を追加
10	給水装置施行基準 第22条(1)	掘削幅について「最小掘削幅は600mm」とする。20mm～50mmポリエチレン二層管の掘削深について、「埋設深+管外径寸法+床砂層=合計値」とする。75mm～500mmダクタイル鋳鉄管の掘削深について、「合計値の1cmで四捨五入」とする。
10	給水装置施行基準 第22条(4)	「識別マーカ-」を追加
15	給水装置施行基準 第27条(1)エ	「30ミリ以上の量水器表函は、～現場の状況により協議とする」に変更
15	給水装置施行基準 第27条(1)オ～ケ	樹脂製複式量水器表函を追加
16	給水装置施行基準 第27条(2)ウ	「円形鉄蓋2号(350)～その他の場合は協議とする」に修正
16	給水装置施行基準 第27条(2)ウ	仕切弁表函の表を追加
17	給水装置施行基準 第30条(1)(3)	管径75mm以上をGX形と変更
17	給水装置施行基準 第33条(4)	「盗水防止型逆流防止付伸縮型止水栓」に修正
24	表5 給水管分岐数表	「分岐口径とは量水器口径である」を追加
27	表8 新基準(JIS規格)13～100mm 羽根車式水道メーターの適正使用流量範囲	「例えば、適正使用流量範囲以下の流量では経年使用によって計量率が低下し、メーター不感水量発生の原因となる。また、適正使用流量範囲以上の水量で連続使用すれば故障の原因となる」を追加
28	表9 配水用ポリエチレン管標準断面図	掘削幅変更に伴う図の修正
29	表9 GX形ダクタイル鋳鉄管標準断面図	掘削幅変更に伴う図の修正
30	表9 K形・NS形ダクタイル鋳鉄管標準断面図	掘削幅変更に伴う図の修正
31	表10 給水装置記号	管種表示記号にDCIP(GX)、HPPEを追加
33	図1 口径変更メーター付近図	口径変更メーター付近図を追加
33	図4 伏せ越し図	伏せ越し図を追加
33	図5 吐水口空間図	吐水口空間図を追加
34	図2-1 管探知用ケーブル設置標準図(13mm～25mm用量水器)	図を追加

35	図2-2 管探知用ケーブル設置標準図(20mm、25mm用 宅内第一止水)	図を追加
36	図2-3 管探知用ケーブル設置標準図(30mm~50mm第一止水)	図を追加
37	図2-4 管探知用ケーブルの設置標準図(浅層埋設型仕切弁、浅層埋設型地下式消火栓)	図を追加
38	図3 ロケーティングワイヤー仕様書	仕様書を追加
40	図7-1 給水装置配管標準図(25mm以下)	「量水器口径13mm、20mmの場合」を追記し、「量水器口径13mmの場合 盗水防止型逆流防止付伸縮止水栓φ20×13」に修正、識別マーカの図を追加
41	図7-2 給水装置配管標準図(30~50mm)	識別マーカの図を追加
42	図7-3-1 上田市上下水道局 二世帯住宅等第1止水設置標準図(20、25mm)	識別マーカの図を追加
43	図7-3-2 上田市上下水道局 共有管、共同住宅等第1止水設置標準図(30~50mm)	識別マーカの図を追加
44	図7-4 上田市上下水道局 給水装置配管標準図(75~100mm)配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレン管の図に変更
45	図8 給水装置標準施工詳細図 1. ビニール管からの分岐工事	「原則SKX」に修正
45	図8 給水装置標準施工詳細図 2. 配管の撤去	「原則SKX」に修正、チーズを使用した分岐撤去図を追加
46	図8 給水装置標準施工詳細図 4. 分岐口径25mm以下の第一止水	図を追加
47	図9 第一止水設置位置図 ①一般的な第一止水設置①	共同住宅の図を追加
48	図10 樹脂製量水器表函(13、20mm及び25mm用)標準仕様書	図を追加
49	図11 鋳鉄製小判型量水器表函(13~25mm用、25mm専用)標準仕様書	図を追加
52	図13-1 樹脂製複式量水器表函 標準仕様書	図を追加
53	図13-2 樹脂製複式量水器表函 標準仕様書	図を追加
57	給水装置工事申込書	押印廃止
58	給水装置代理人(選定・変更)届	押印廃止
58	給水装置施行承認申請書	押印廃止、電話番号追加
59	設備台帳作図例	「隣地境界線」等追加
60	設備台帳作図例	メーター番号等表記修正

64	樹脂製・複式量水器表函(複式メーターボックス)設置に関する誓約書	第27条複式量水器表函の誓約書
65	ヘッダー確認書	第31条に修正
69	量水器位置変更届	押印廃止
70	アパート・テナント用量水器取付確認届出書	「お客様番号」欄を追加、メータークロス検査の注意書き追加
71	給水分岐立会い依頼書	第15条(4)の分岐立会い依頼書を追加
79	貯水槽容量計算方法	「貯水槽容量計算書を添付し上田市小規模水道維持管理指導要綱にしたがって手続きをすること」に修正
83	3階直圧給水要領 7	「(24時間測定)」を追加
83	3階直圧給水要領 8	「取出しする配水管は75mm以上とする」と追加
95~106	直結増圧式給水施行基準	直結増圧式給水施行基準、様式を追加
107	給水装置工事完成検査要領 1	「ただし、複数の量水器が並んで設置されているアパート・マンションについてはメータークロス(誤接続)防止のため、お客様の入居前に通水確認の立会い検査を行う。各居室へ立ち入りが可能になったら、サービス課へ連絡し検査の予約をすること」を追加
108	書類検査項目 完成届	「押印があること」を「記入されていること」に修正
111	給水装置工事完成届	押印廃止